

北区立学校給食弁当代替者補助金交付要綱

令和5年3月17日
4北教教学第3942号
区 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、区立学校に在籍している児童生徒の保護者に対し、学校給食の代替として弁当代応をしている保護者に対して、予算の範囲内で補助することにより、当該保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区立学校 北区立の小学校、中学校及び義務教育学校をいう。
- (2) 児童生徒 区立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 児童生徒を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- (4) 弁当代応 食物アレルギー等のため、学校給食法(昭和29年法律第160号)第3条第1項に規定する学校給食(給食費補助要綱第4条第4項に規定する配達型給食を含む。)の一日における全ての飲食物に代わり、持参した弁当等を飲食することをいう。
- (5) 学校給食費 学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、弁当代応をする児童生徒の保護者とする。
2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める者については、補助対象者としてすることができる。

(補助額)

第4条 補助金の額(以下「補助額」という。)の算定は、北区学校給食費等に関する規則(令和8年2月東京都北区規則第7号)第3条に基づき、区長が決定した学校給食費等の一食当たりの額を単価とし、児童生徒が弁当代応をした回数(別表に定める回数を上限とする。以下「弁当代応回数」という。)を乗じて得た額とする。
2 前項の算定において、児童生徒が無償で学校給食の提供を一回以上受けた月における弁当代応回数は、対象外とする。ただし、保護者及び区立学校が協

議して、児童生徒が弁当対応することとした月の弁当対応回数は、この限りでない。

- 3 補助対象者が、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付（補助金を除く。以下同じ。）を受けた場合には、補助額から当該給付を受けた額を除くものとする。

（申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、北区立学校給食弁当代替者補助金交付申請書・請求書（兼同意書・支払金口座振替依頼書）（別記第1号様式）により区長に申請するものとする。

- 2 毎年度別に定める期間内に行われる前項の規定による申請（以下「初回申請」という。）及び初回申請以外の前項の規定による申請（以下「随時申請」という。）に係る補助額の算定の基準日（以下「算定基準日」という。）は当該年度の4月1日とする。ただし、転入の場合は就学日を算定基準日とする。
- 3 随時申請は、算定基準日の属する年度（以下「算定年度」という。）の修了式の日までに行うものとする。
- 4 前項本文の規定にかかわらず、児童生徒が年度途中で区外に転校した場合は、転校した日の属する月の翌月の末日までに、申請を行うものとする。ただし、当該末日が日曜日若しくは休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日をいう。以下同じ。）又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。

（交付決定）

第6条 区長は、申請があったときは、第3条の規定による要件に基づき補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付を決定した者（以下「交付決定者」という。）に対しては、北区立学校給食弁当代替者補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により通知し、交付をしないと決定した者に対しては、北区立学校給食弁当代替者補助金不承認決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（取消し）

第7条 区長は、交付決定者について次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定による交付の決定（以下「交付決定」という。）の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助対象者に該当しなくなったとき。

- (2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けたとき。
 - (3) 虚偽その他不正行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) その他区長が必要と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定による交付決定の取消しを行うときは、北区立学校給食弁当代替者補助金交付決定取消通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

（変更）

- 第8条 交付決定者は、交付決定を受けた内容に変更があった場合は、北区立学校給食弁当代替者補助金内容変更届（別記第5号様式）により区長に届出を行うものとする。
- 2 区長は、前項に規定する届出があったとき又は補助額の変更があったときは、北区立学校給食弁当代替者補助金内容変更通知書（別記第6様式）により交付決定者に通知するものとする。

（交付額決定）

- 第9条 区長は、交付決定者に対し、北区立学校給食弁当代替者補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により通知し、次の各号に掲げる期別ごとに規定する弁当対応回数に応じた補助金を交付決定者の指定する金融機関の口座に口座振替により交付するものとする。
- (1) 第1期 算定年度の4月から7月までの弁当対応回数
 - (2) 第2期 算定年度の9月から3月までの弁当対応回数
- 2 補助金は、次の各号に掲げる期別ごとに規定する日までに交付するものとする。ただし、当該各号に規定する日が日曜日若しくは休日又は土曜日に当たるときは、その日の後の、その日に最も近い日曜日若しくは休日又は土曜日でない日とする。
- (1) 前項第1号の第1期 算定年度の9月30日
 - (2) 前項第2号の第2期 算定年度の翌年度の4月30日
- 3 補助金交付額の確定に当たっての弁当対応回数の確認については、北区立学校給食弁当代替者補助金実績報告書（別記8号様式）により、交付決定当該年度の弁当対応回数を学校長から区長へ報告するものとする。

（返還）

- 第10条 区長は、第7条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合又は第8条第2項の規定による補助額の変更があった場合において、既に補

助金が交付されているとき又は前条の規定により確定した補助金交付額以上の補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、教育委員会事務局教育振興部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年1月19日5北教教学第3459号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (令和6年6月25日6北教教学第1957号)

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。ただし、別記第8号様式については、同年7月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱別表の規定は、令和6年4月1日から適用する。

付 則 (令和7年1月8日6北教教学第3515号)

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

付 則 (令和7年3月13日6北教教学第4117号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則 (令和7年7月14日7北教教学第1981号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則 (令和8年1月9日7北教教学第3509号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

付 則 (令和8年3月12日7北教教学第4093号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分		年額上回数
小学校	低学年	195回
	中学年	195回
	高学年	195回
中学校		190回

※小学校低学年には義務教育学校前期課程1・2年生を含む。

※小学校中学年には義務教育学校前期課程3・4年生を含む。

※小学校高学年には義務教育学校前期課程5・6年生を含む。

※中学校には義務教育学校後期課程を含む。